

同和問題を重要な柱とした

人権教育・啓発の推進

問 市教育委員会生涯学習人権課
市役所人権推進課
☎0888・6866・8803
☎0888・6841・1488

広報なると8〜10月号では、「部落差別と人権」をテーマに、「部落差別は現在も残っている」「むしる巧妙化、悪質化して、尊い人権を侵害している厳しい現実がある」、「部落差別をなくすために、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、部落差別について、正しく知り、じっくりと考え、確かな行動をすることが大切である」ということをお伝えしました。

今月号では、さらに、「同和問題を重要な柱とした人権教育・啓発の推進」が大切であることをお伝えします。

Q1 人権教育・啓発を推進するに当たって、どうして同和問題を重要な柱として捉え、取り組むのですか？

A 本市では、長年にわたり、学校や地域で同和教育を推進してきました。同和問題の完全解決を中心課題としながら、あらゆる差別の解消に向け、同和問題以外の幅広い人権問題にも、視野を広げてきました。同和

教育は、学習を進めるに当たって、人権問題に関する知識を得るだけでなく、差別に苦しむ人々の思いや願いを深く理解することも大切に進めてきました。

人権教育という、さらに大きな枠組みの中においても、その手法は、大変効果的で、あらゆる人権問題を学習する上で基本となります。

こうしたことから、同和教育

の成果や手法を受け継ぎ、市民一人ひとりが、同和問題の解決に向けて、さらに主体的に取り組むことが、他の人権問題の解決に向けての道筋へとつながります。

私たちの身近にある同和問題の解決なくして、他の人権問題の解決もあり得ないとも言え、人権教育・啓発を推進するに当たっては、同和問題を人権問題の重要な柱として取り組むことが大切です。

Q2 これまでの同和教育の成果や手法とは、どのようなものですか。

A 同和教育・啓発の推進にあって、「就職差別につながる」とされる14項目、「身元調査お断り運動」の定着などにみられるように、差別解消に向けた

成果も上げてきました。

また、「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢を大切にし、ファイルドワーク(現地研修)やロールプレイ(さまざまな立場の人を演じること)によって、そこに含まれる問題点や解決方法について考える学習方法、体験型参加学習の導入を始め、学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むことや、学校では、弱い立場の子どもを中心にした仲間づくりを進めるなど、数多くの優れた手法を生み出しながら、同和問題の解決を目指してきました。

Q3 人権教育では、同和問題の他にどのような人権問題を学習しているのですか。

A 徳島県では、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、

人権尊重の精神をじっくりと養うことを目的として、次の14の個人人権課題について学習しています。

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障がい者
- 同和問題
- アイヌの人々
- 外国人
- HIV感染者・ハンセン病患者など
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者など
- インターネットによる人権侵害
- 日本人拉致問題
- 災害時における人権問題
- さまざまな人権問題

これらについて、発達段階や地域の実情に応じて互いの関連性に着目しながら学習していきます。



2002年(平成14年)3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の失効に伴い、一部には同和問題の解決に向けた取り組みが終了したといった誤った認識が見られます。「人権の世紀」ともいうべき21世紀を迎えた昨今、すべての人の命と人権が尊重され、その自立と自己実現が図られる社会である、「人権尊重のまち鳴門」を実現するために、学校教育と社会教育が連携し、昨年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた取り組みを推進し、同和問題の解決をより強く目指さなければなりません。